

令和8年度精華町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

精華町は京都府の西南端にあって、東経135度44分、北緯34度47分に位置し、南東は木津川市、西南は奈良県に接し、北は京田辺市に、また東は木津川の左岸に接している。

本町は東西4.78kmで、その総面積は、25.68km²である。本地域を東西に2分すると、西部は生駒山系に属する丘陵が南北にカギ状に延びており、この丘陵に沿って集落が帯状に連なっている。東部は、全農地の大半を占める地域であり、湿田を主とする平坦地域となっており、木津川左岸の沖積層の湿田とする平坦地と西部の生駒山系に属する中山間地の丘陵部からなり、適度な降雨量と温暖な気候に恵まれた地域で水稻栽培を基幹作物とする作物栽培体系が確立されている。

東部の平坦地帯は、木津川がつくった沖積平野に開かれた水田約250haが約1kmの幅で南北に連なっている。気象条件は、平均降雨日数100日余、年平均気温が15度、年平均降雨量が1,500mmであり、温暖で適量の雨量にも恵まれ農耕に好適の条件を備えている地域である。

本町の農業は、古くは「川西すいか」の主産地として知られていたが、生産調整、転作品目の奨励措置の誘導もあり、近年はイチゴ、京の伝統野菜に作付が移行し、イチゴは観光いちご園が、精華町の主要な観光スポットとなっており、京野菜では伏見とうがらしなどが京都府下でも主要な産地となった。また、みず菜、花菜、えびいも、花卉の栽培も盛んとなり、今後は農産物直売所、観光農園等の販売コンテンツを活用しながら、さらなる販売促進を図ることにより、これら農作物の特産化を推進する必要がある。

本町は、小規模な農家世帯が多く、主な担い手となる農業者は法人化組織と認定農業者となるが、両者とも高齢化が進んでおり、新たな担い手の育成が急務の課題となっている。経験豊かな農業者の知識・技術を次世代の農業者に伝えていく仕組みづくりが必要であり、令和6年度に各地域ごとに策定した「地域計画」の具現化や認定農業者で組織する「あぐり精華」などを中心とした新規就農者育成の体制づくり、また、地域の集落営農組織や生産者部会の活動の活性化による新たな人材の発掘が求められている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町が従来から推進してきたイチゴ、とうがらし、京の伝統野菜を主体とし、都市近郊農業として少量多品目の需要に応じた作付けを推進し、観光農園や農産物直売所などを活用しながら、精華町農産物の販売を促進し、産地化の推進や農作物の特産化を進めることにより、収益化の向上を目指すとともに、耕作放棄地の解消を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

令和7年度について、本町における主食用水稻作付面積は、前年度より約3.5ha増加しているものの、依然として、主食用米の需給バランスや価格の動向が不透明な中、農業者の経営安定を図るため、水田の畑地化を含めた野菜や花きなどの高収益作物への転換、水稻と大豆、小麦などのブロックローテーションを推奨する。

作付け転換後の農地については、水田としての機能を確保するため、水稻共済細目書や現地確認等により、水稻(水張り)を組み入れない作付けが続いている農地、今後、水稻の作付けの実施見込みがない農地の確認を行う。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

水稻について、自家消費米以外はＪＡ出荷を推進することで、農産物直売所や学校給食を通じて地元消費者へ本町産米を提供できる仕組みを継続する。

(2) 非主食用米

ア 新市場開拓用米

主食米の国内需要が減少する中、内外の米の新市場の開拓を図るため、必要に応じて新市場開拓用米の作付面積の拡大に努める。

イ 加工用米

多収品種の栽培技術確立などを通じてニーズに対応するとともに、必要に応じて加工用米の作付面積の拡大に努める。

(3) 大豆

都市近郊農業として加工品等への需要に応じ、生産の拡大や単収の向上に努める。

(4) 地力増進作物

ヘアリーベッチやレンゲ等による土づくりを行うことで、大豆の収量・品質の向上や高収益作物の低コスト生産等を目指す。

(5) 高収益作物

転作田を利用した農産物は本町が従来から推進してきたイチゴ、とうがらし、京の伝統野菜を主体とし、都市近郊農業として少量多品目の需要に応じ、ケールや洛いもなど、計 12 品目の作付を推進していくこととする。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	198.0	0.0	198.0	0.0	200.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	1.5	0.0	2.1	0.0	2.1	0.0
飼料作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	33.7	0.0	41.4	0.0	41.4	0.0
・野菜	29.8	0.0	35.5	0.0	35.5	0.0
・花き・花木	1.4	0.0	1.9	0.0	1.9	0.0
・果樹	2.4	0.0	3.5	0.0	3.5	0.0
・その他の高収益作物	0.1	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	えびいも、とうがらし、みず菜、花菜、花き、イチゴ、すいか、モロヘイヤ、春菊、ケール、洛いも（ダイショ）、わさび菜	奨励作物作付助成	交付対象面積の拡大	（令和7年度） 3.3ha	（令和8年度） 5.4ha
2	えびいも、とうがらし、みず菜、花菜、花き、イチゴ、すいか、モロヘイヤ、春菊、ケール、洛いも（ダイショ）、わさび菜	認定農業者加算	交付対象面積の拡大	（令和7年度） 1.2ha	（令和8年度） 2.3ha
3	いんげん、エンサイ、えんどう、オクラ、かぼちゃ、キャベツ、きゅうり、ゴーヤ、ごぼう、ゴマ、コマツナ、さつまいも、さといも、サニーレタス、さやえんどう、ししとう、しそ、じゃがいも、しょうが、ズッキーニ、大根、たまねぎ、ツルムラサキ、とうがらん、とうもろこし、トマト、レタス、なす、人参、にんにく、ねぎ、白菜、ピーマン、ブロッコリー、ホウレン草、まくわうり、ミョウガ、落花生、れんこん、枝豆、小豆、メロン、アスパラガス、パプリカ、未成熟そらまめ、自然薯、うど、チンゲンサイ、壬生菜、菊芋、うり、カリフラワー	都市近郊農業（野菜）助成	交付対象面積の拡大	（令和7年度） 6.6ha	（令和8年度） 5.6ha
4	果樹（もも、うめ、びわ、かき、くり、いちじく、ゆず、なし、ブルーベリー、キウイフルーツ、ぶどう、かんきつ、くるみ、山椒）	都市近郊農業（果樹）助成	交付対象面積の拡大	（令和7年度） 0.0ha	（令和8年度） 1.1ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:京都府

協議会名:精華町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	奨励作物作付助成	1	27,000	別紙のとおり	対象作物を作付けした農業者であり、出荷販売していること 等
2	認定農業者加算	1	5,000	別紙のとおり	対象作物を作付けした法認定農業者等であり、販売収入の 増大を目的とし、農産物直売所等で出荷販売していること 等
3	都市近郊農業(野菜)助成	1	9,000	別紙のとおり	対象作物を作付けした農業者であり、出荷販売していること 等
4	都市近郊農業(果樹)助成	1	9,000	別紙のとおり	対象作物を作付けした農業者であり、出荷販売していること 等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携+二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

7 産地交付金の活用方法の概要(別紙)

整理 番号	使途名	対象作物
1	奨励作物作付助成	えびいも、とうがらし、みず菜、花菜、花き、イチゴ、すいか、モロヘイヤ、春菊、ケール、洛いも(ダイシヨ)、わさび菜
2	認定農業者加算	えびいも、とうがらし、みず菜、花菜、花き、イチゴ、すいか、モロヘイヤ、春菊、ケール、洛いも(ダイシヨ)、わさび菜
3	都市近郊農業(野菜)助成	いんげん、エンサイ、えんどう、オクラ、かぼちゃ、キャベツ、きゅうり、ゴーヤ、ごぼう、ゴマ、コマツナ、さつまいも、さといも、サニーレタス、さやえんどう、ししとう、しそ、じゃがいも、しょうが、ズッキーニ、大根、たまねぎ、ツルムラサキ、とうがん、とうもろこし、トマト、レタス、なす、人参、にんにく、ねぎ、白菜、ピーマン、ブロッコリー、ホウレン草、まくわうり、ミョウガ、落花生、れんこん、枝豆、小豆、メロン、アスパラガス、パプリカ、未成熟そらまめ、自然薯、うど、チンゲンサイ、壬生菜、菊芋、うり、カリフラワー
4	都市近郊農業(果樹)助成	果樹(もも、うめ、びわ、かき、くり、いちじく、ゆず、なし、ブルーベリー、キウイフルーツ、ぶどう、かんきつ、くるみ、山椒)